

市内経済の状況及び税収への影響について

1 景気動向全体

内閣府「月例経済報告」

令和4年1月18日に発表された「月例経済報告」では、景気は、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、感染対策に万全を期し、経済社会活動を継続していく中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、感染症による影響や供給面での制約、原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。

2 市内経済の状況・動向

(1) 資金繰りの状況について

無利子・無担保の川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金は、令和3年3月31日で認定・保証の受付が終了した。また、令和3年12月31日にコロナ対応伴走型経営改善資金保証承諾の危機関連保証6項についても終了した。市金融課（溝口事務所を含む。）、市信用保証協会、中小企業サポートセンターの融資を中心とした相談累計件数は、令和4年1月30日現在で22,700件となっており、制度融資の申込みのためのセーフティネット保証等の認定累計件数は、12,916件となっている。

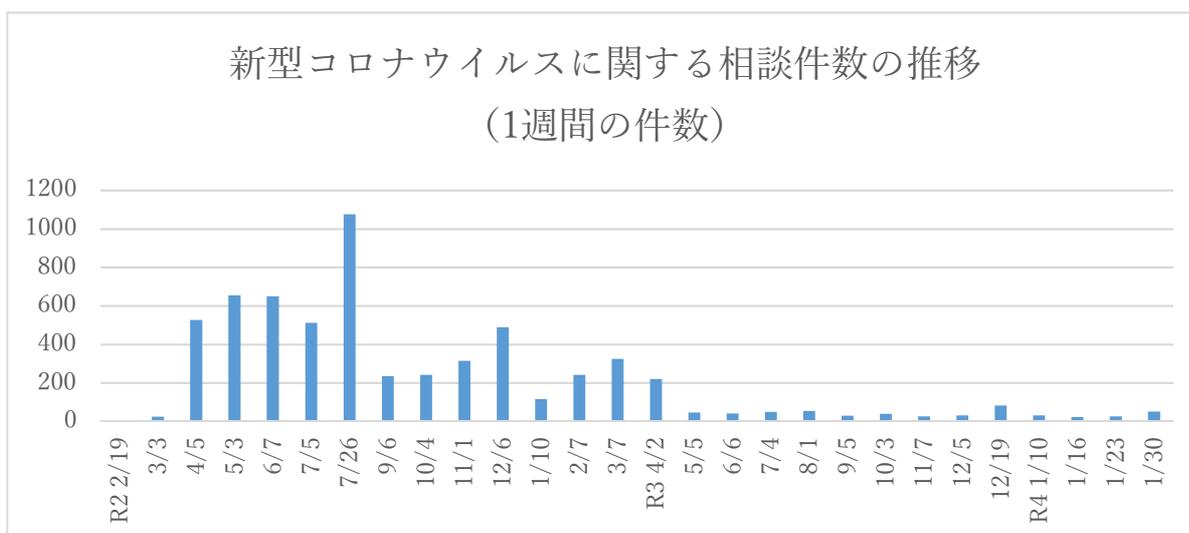
・金融課の相談・保証等認定件数（令和4年1月30日現在）

相談件数	保証等認定件数
22,700 件(先週比+51 件)	12,916 件(先週比+24 件)

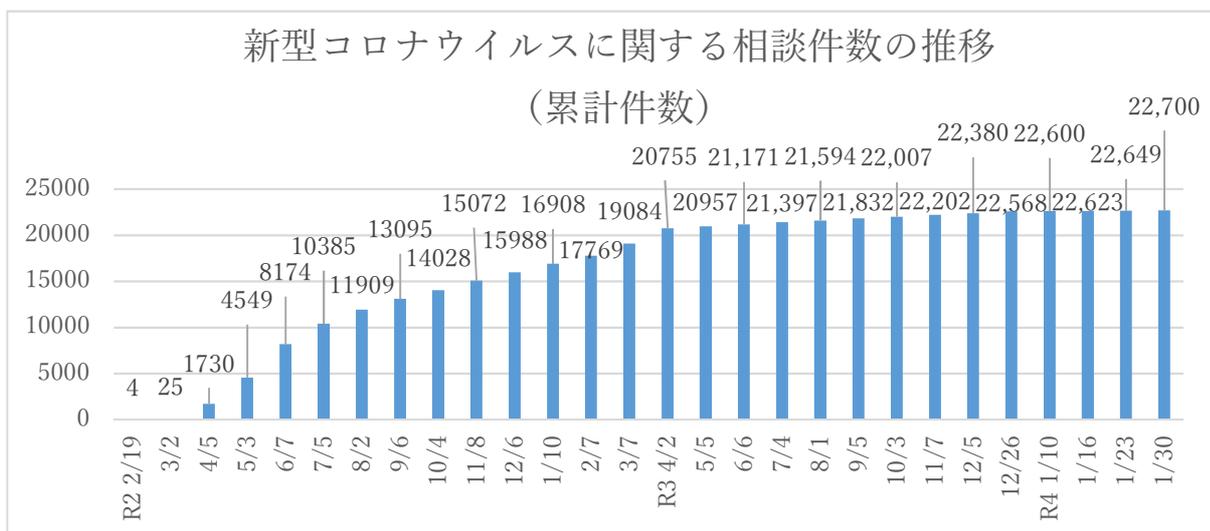
金融課、溝口事務所、信用保証協会、中小企業サポートセンターにおける相談受付件数
 （令和2年2月4日から累計、相談開始は1月30日）

金融課、溝口事務所におけるセーフティネット保証等の認定件数
 （令和2年3月3日から累計、認定開始は3月2日）

新型コロナウイルスに関する相談件数の推移
 （1週間の件数）



新型コロナウイルスに関する相談件数の推移
 （累計件数）



（令和4年1月30日現在 金融課作成）

また、信用保証協会が市内企業からの申し出により保証を承諾した承諾件数は、1月30日現在までに10,138件、金額は1,953億4,476万円となっており、業種別状況（内訳）としては、上位から建設業（全体の32.4%）、サービス業（全体の20.7%）、製造業（全体の15.0%）、飲食業（全体の9.2%）となっている。

・信用保証協会の保証承諾件数（令和4年1月30日現在）

	件数	金額
危機関連保証 セーフティ4号・5号	1,485件	431億5,207万円
無利子・無担保(※)	8,475件	1,492億5,639万円
コロナ対応伴走支援型 経営改善資金	178件	29億3,630万円
合計	10,138件 (先週比+13件)	1,953億4,476万円 (先週比+1億9,200万円)

信用保証協会が市内企業からの申し出により保証を承諾した件数

(令和2年3月12日から累計)

※ 川崎市新型コロナウイルス感染症対応資金の保証承諾は、令和3年5月末で終了

※ 川崎市コロナ対応伴走支援型経営改善資金の危機関連保証は、令和3年12月末で終了

・保証承諾の業種別状況（令和4年1月30日現在）（単位 件、%）

業種	保証承諾件数	全体に占める割合
建設業	3,282	<u>32.4%</u>
サービス業	2,100	<u>20.7%</u>
製造業	1,517	<u>15.0%</u>
飲食業	933	<u>9.2%</u>
卸売業	911	9.0%
小売業	727	7.2%
不動産業	337	3.3%
運送倉庫業	294	2.9%
その他	37	0.3%
合計	10,138	100.0%

(比率は少数点以下第2位で四捨五入)

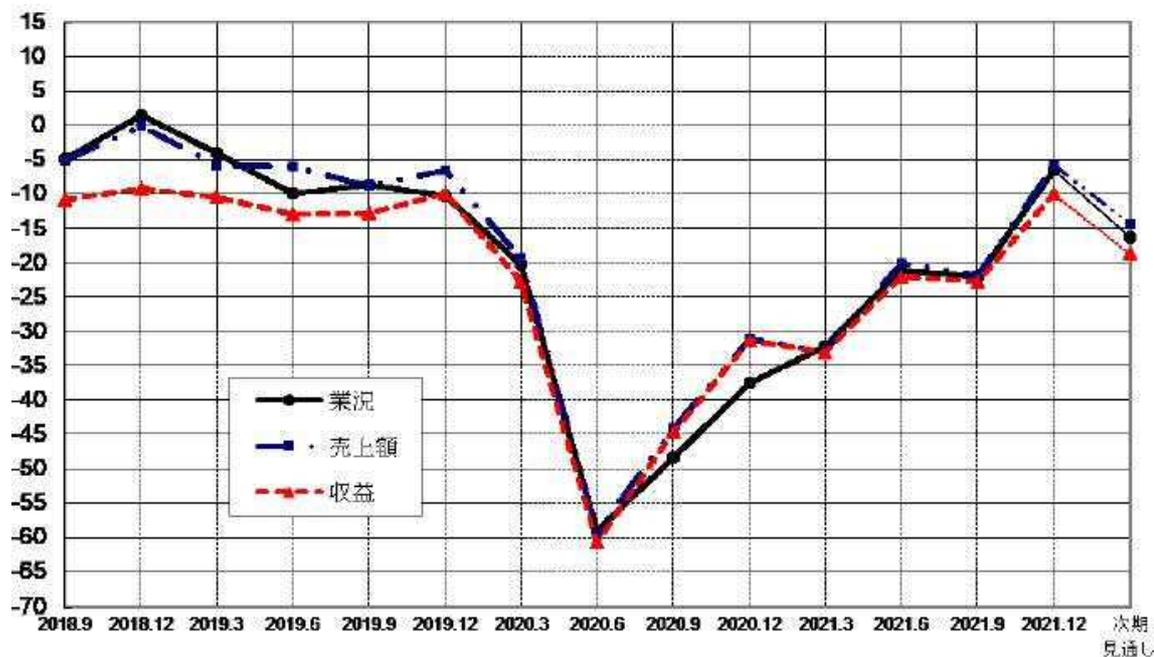
(2) 景況感について

川崎信用金庫「中小企業動向調査（2021年10-12月期）」（12月上旬調査、12月27日発表）では、川崎市内中小企業の景況感を総合的に示す業況DI（業況判断指数）は、前期比15.6ポイント増の△6.5と改善となっている。

概況／業況DI 最新と見通し

業種	2020年		2021年				見通し		前期比増減	
	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	10-12	1-3	
全 体	△ 48.4	△ 37.6	△ 32.2	△ 21.2	△ 22.1	△ 6.5	△ 16.3	15.6	△ 9.8	
製 造 業	△ 65.0	△ 49.2	△ 28.9	△ 11.8	△ 7.9	△ 8.7	△ 20.4	△ 0.8	△ 11.7	
卸 売 業	△ 56.3	△ 55.8	△ 62.1	△ 54.3	△ 45.2	△ 11.8	△ 2.9	33.4	8.9	
小 売 業	△ 39.3	△ 12.1	△ 25.5	△ 48.4	△ 62.5	△ 35.3	△ 46.0	27.2	△ 10.7	
建 設 業	△ 31.9	△ 17.4	△ 22.8	△ 20.7	△ 14.1	△ 6.8	△ 13.4	7.3	△ 6.6	
不 動 産 業	△ 40.4	△ 39.7	△ 14.6	△ 13.3	△ 15.9	3.5	△ 15.8	19.4	△ 19.3	
運 輸 業	△ 57.2	△ 47.1	△ 36.8	14.3	△ 11.8	17.7	5.9	29.5	△ 11.8	
サ ー ビ ス 業	△ 45.3	△ 39.2	△ 42.9	△ 22.8	△ 22.9	△ 1.7	△ 11.2	21.2	△ 9.5	

DIの推移



(出所：川崎信用金庫「中小企業動向調査」)

(3) 雇用の動向について

1 月末に発表された神奈川県労働局「有効求人倍率」(月末調査、毎月 1 日頃発表 2 か月前時点の情報、川崎・川崎北公共職業安定所管内) は以下のとおり。

・有効求人倍率の推移(川崎市)

(単位 人・倍)

	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
有効求人数	14,004	13,811	14,059	14,446	15,318	15,461	15,376
有効求職者数	22,046	21,325	21383	21,541	22,078	22,009	21,011
有効求人倍率	0.64	0.65	0.66	0.67	0.69	0.70	0.73

(出所：川崎・川崎北公共職業安定所「統計月報」)

3 本市の契約手続に関する取組等について

(1) 市内中小企業者の受注機会の増大及び事業の早期発注の取組について(庁内各局宛て通知)

(概要) 中小工事の早期の発注等により、施行時期の平準化を図ること等によって、市内中小企業者に対し特段の配慮を払い、受注機会の確保・増大等に努める。

R2. 2. 18 文書発出

R2. 3. 25 一層の市内中小企業者の受注機会の増大に努めるよう、「市内中小企業者への優先発注の徹底について」庁内各局へ通知。

R2. 3. 31 公共工事については、上半期の執行率 80%を目指すよう、「令和 2 年度予算執行方針について」庁内各局へ通知。

- R2. 8. 28 より一層の市内中小企業者の受注機会の増大に努めるよう、「市内中小企業者への優先発注の徹底について」庁内各局へ通知。
- R2. 8. 28 公共工事について、令和3年度契約に向け、「発注・施工時期の平準化及び適正な工期の確保について」庁内各局へ通知。
- R2. 10. 23 再度、より一層の市内中小企業者の受注機会の増大に努めるよう、「市内中小企業者への優先発注の徹底について」庁内各局へ通知。
- R3. 2. 12 令和3年度予算の執行に当たっても、中小工事の早期の発注等により、施行時期の平準化を図ること等によって、市内中小企業者に対し特段の配慮を払い、受注機会の確保・増大等に努めるよう、「市内中小企業者の受注機会の増大及び事業の早期発注の取組について」庁内各局へ通知。
- R3. 3. 31 公共工事については、上半期の執行率80%を目指すよう、「令和3年度予算執行方針について」庁内各局へ通知。
- R3. 7. 8 より一層の市内中小企業者の受注機会の増大に努めるよう、「市内中小企業者への優先発注の徹底について」庁内各局へ通知。
- R3. 8. 19 公共工事について、令和4年度契約に向け、「発注・施工時期の平準化及び適正な工期の確保について」庁内各局へ通知。
- R3. 10. 7 再度、より一層の市内中小企業者の受注機会の増大に

努めるよう、「市内中小企業者への優先発注の徹底について」庁内各局へ通知。

(2)本市契約における施工中の工事及び業務の一時中止措置等について（本市登録業者、各業界団体、庁内各局宛て通知）

(概要) 受注者から、工事または業務の一時中止や履行期間の延長の申し出がある場合に、契約に基づき一時中止、履行期間の延長、契約内容の変更等の対応を行う。

R2. 3. 2 文書発出

R2. 3. 12 本通知対応の延長（3. 19 まで）文書発出

R2. 3. 23 当面の間、本対応を継続する旨の文書発出

R2. 4. 8 緊急事態宣言を受けて、引き続き本対応を行うほか、施工中の工事現場における感染症の拡大防止策等について周知。

R2. 5. 27 緊急事態宣言の解除後においても、引き続き本対応を行うほか、施工中の工事現場における感染症の拡大防止策等について周知。

R3. 1. 8 緊急事態宣言を受けて、令和2年4月の緊急事態宣言時と同様の対応を行うほか、施工中の工事現場における感染症の拡大防止策等について再度周知。

R3. 3. 24 緊急事態宣言の解除後においても、引き続き本対応を行うほか、施工中の工事現場における感染症の拡大防止策等について周知。

R3. 4. 23 まん延防止等重点措置を受けて、引き続き本対応を行う

ほか、施工中の工事現場における感染症の拡大防止策等について再度周知（まん延防止等重点措置を実施すべき区域が拡大され、神奈川県が対象区域となる。）。

R3.6.3 R3.4.23 付け通知対応の延長（6.20 まで）について、文書発出。

R3.6.23 R3.4.23 付け通知対応の再度の延長（7.11 まで）について、文書発出。

R3.7.16 R3.4.23 付け通知対応の再度の延長（8.22 まで）について、文書発出。

R3.8.5 緊急事態宣言を受けて、これまでの緊急事態宣言時と同様の対応を行うほか、施工中の工事現場における感染症の拡大防止策等について再度周知（神奈川県がまん延防止等重点措置を実施すべき区域から緊急事態措置を実施すべき区域となる。）。

R3.8.23 R3.8.5 付け通知対応の延長（9.12 まで）について、文書発出。

R3.9.15 R3.8.5 付け通知対応の再度の延長（9.30 まで）について、文書発出。

R3.10.5 緊急事態宣言の解除後においても、引き続き本対応を行うほか、施工中の工事現場における感染症の拡大防止策等について周知。

R4.1.24 まん延防止等重点措置を受けて、引き続き本対応を行うほか、施工中の工事現場における感染症の拡大防止策等について再度周知（まん延防止等重点措置を実施すべき区域が拡大され、神奈川県が対象区域となる。）。

工事及び業務の一時中止措置等の申出 36件



全ての工事及び業務は再開済み（令和4年1月31日現在）

4 市税等への影響

(1) 税制改正等

① 緊急経済対策における税制上の措置について（地方税関係） 法律施行日：令和2年4月30日

ア 徴収の猶予制度の特例

[税目]全て ※ 県交付金にも影響

[対象]個人・法人 [影響発現時期]即時

イ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

[税目]固定資産税・都市計画税（家屋）、固定資産税（償却資産）

[対象]個人・法人 [影響発現時期]R3

⇒この措置による減収額については、全額国費で補填。

ウ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

[税目]固定資産税（家屋・償却資産）

[対象]個人・法人 [影響発現時期]R3～

⇒今回の拡充・延長による減収額については、全額国費で補填。

エ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

[税目]軽自動車税環境性能割

※ 環境性能割交付金にも影響

[対象]個人・法人 [影響発現時期]R2.10～R3.3

⇒この措置による減収額については、全額国費で補填。

オ その他

- ・ イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応
[税目]個人市民税

[対象]個人 [影響発現時期] R 3～

- ・ 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応

[税目]個人市民税

[対象]個人 [影響発現時期] R 1 3～

⇒住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交付金により全額国費で補填。

- ・ 欠損金の繰り戻しによる還付の特例

[税目]法人市民税 (法人税に対する特例が、法人市民税へ影響を与えるもの)

[対象]法人 [影響発現時期] R 3～

② 令和3年度税制改正について (主なもの)

- ア 令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置

[税目]固定資産税・都市計画税 (土地)

[対象]個人・法人 [影響発現時期] R 3

- イ 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

[税目]軽自動車税環境性能割

※ 環境性能割交付金にも影響

[対象]個人・法人 [影響発現時期] R 3. 4～R 3. 1 2

⇒この措置による減収額については、全額国費で補填。

- ウ 住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応

[税目]個人市民税

[対象]個人 [影響発現時期] R 1 4～

⇒住宅ローン控除による個人住民税の減収額は、地方特例交

付金により全額国費で補填。

③ 令和4年度税制改正について（主なもの）

令和4年度に限り、負担調整措置により税額が増加する商業地について、課税標準額の上限幅を、評価額の2.5%（現行5%）とする特別な措置。

[税目]固定資産税・都市計画税（土地）

[対象]個人・法人 [影響発現時期]R4

（2）市税収入への影響について

徴収猶予の特例制度及びその他の猶予制度については、市HPの掲載（R2.3.16「新型コロナウイルス感染症の影響により市税の納付が困難な方へ」）や報道発表（R2.3.26「市税の猶予制度の相談を受け付けています」、R3.5.28「新型コロナウイルス感染症の影響等により納税が困難な方の相談を受け付けています」）、金融機関等への案内リーフレットの配布により市民向けの広報を実施している。

○徴収猶予の特例制度の適用実績

許可件数 3,179 件

適用税額 12億7,981万円

○徴収猶予の特例制度の状況（令和3年12月末現在）

適用税額	収入済額	収入未済額
12億7,981万円	9億4,296万円	3億3,685万円